誓 約 書

地方就職学生支援事業費補助金の交付を申請するに当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業費補助金に関する報告及び立入調査について、赤穂市から求められた場合は、それに応じます。
- 2 赤穂市地方就職学生支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請であることが明らかになった場合:全額
 - (2) 補助金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合:全額
 - (3) 補助金の申請日から1年以内に本市へ転入しなかった場合(申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。): 全額
 - (4) 就業日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合(退職日から3か月以内に兵庫県内の別の企業に就職する場合を除く。): 全額
 - (5) 本市への転入日から3年未満で転出した場合:全額
 - (6) 本市への転入日から3年以上5年以内に転出した場合:半額
- 3 補助金の申請日から5年を経過する日までの間、申請日から1年ごとに就業証明書を市に提出します。また、市が直接、就業先である企業等に就業証明書の交付を求めるときは、これに同意します。
- 4 卒業後に、内定企業に就職し、本市に継続して居住する意思があります。
- 5 赤穂市地方就職学生支援事業費補助金交付要綱に基づく事業の実施に際して提供した個人情報について、本事業の実施のために利用すること、及び当該事業を協働して行う兵庫県に提供することに同意します。

また、赤穂市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援 事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供 又は確認する場合があることをあらかじめ了承します。

年 月 日

赤穂市長 宛